

平成 30 年 4 月 27 日

東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人全国銀行協会

「コーポレートガバナンス・コード改訂案」に対する意見について

今般、標記改訂案（平成 30 年 3 月 30 日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

コーポレートガバナンス・コード改訂案に対する意見

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	原則1-4	「毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。」について、「主要」が外れて「個別」とする改訂案が示されたが、政策保有株式(上場)のすべての銘柄について取締役会がすべての検証作業を行うことを意味することではないとの理解でよいか。	取締役会は、経営の意思決定機関として、極めて重要である。 取締役会に諮るべき重要事項は、各社により様々であり、また政策投資目的の株式の銘柄ごとの保有状況も様々である中、すべての銘柄について取締役会がすべての検証作業を行うことは、取締役会の機能の実効性を低下させることにつながる恐れもあり、主要な政策保有株式以外は、執行に委ねることが適切な場合もあると考えるため。
2	原則1-4	「検証の内容の開示」については、すべての銘柄の検証内容の開示を意味することではないとの理解でよいか。 また、「検証の内容」とは、検証の方法、仕組みを意味するのか、それとも検証の結果を意味するのか。	すべての銘柄の検証の内容について開示すれば、開示内容は極めて多くなるとともに、検証の内容は、取引内容や企業戦略に関わる内容などの守秘義務の観点から開示が困難であることから、保有の適否の検証の内容の開示は、すべての銘柄の検証内容の開示ではないことを確認したいため。
3	原則5-2	「自社の資本コストを的確に把握した上で」との表現は、投資家の期待値を高め過ぎたり、数字に固執した本質的ではない議論にならないよう、「自社の資本コストを踏まえた収益計画や資本政策の基本方針を示す」程度の表現にとどめていただきたい。	左記参照。
4	その他	6月、7月総会の会社等、やむを得ず本年の株主総会にコード改訂を踏まえた対応が間に合わない場合には、翌年の株主総会から対応することでも差し支えないとの理解でよいか。	今回の改訂については、実施時期が2018年6月(報告書については遅くとも2018年12月)ということであるが、実態として、6月、7月総会の会社については、すでに本年の株主総会の準備が開始されていることが多く、パブリックコメント終了後の確定したCGコードを踏まえての対応が困難である可能性が高いため。

以上